

東京地裁との質疑応答メモ

志岐記

日時 2015年1月21日 13:00～16:30

場所 東京地裁9階 総務課 カウンター

参加者

東京地裁総務課:大塚明子文書企画官、黒田

質問者:志岐武彦、黒藪哲哉、 、 、 、

打ち合わせ開催までの経緯

昨年9月1日、10月29日「審査員旅費支払」の件で質問状を送ったが、「調査中」「検討中」と言って、回答をもらえなかった。当方にて、1月21日に地裁に押し掛けた。やむなく大塚明子氏が対応した。森本課長の同席を求めたが拒否された。

質問の趣意は

- ① 小沢検審(東京第五検審)では、支払遅れ(まとめ払いになる)が21年度末に4回、22年度8月に2回発生している。審査員がいれば起こりえない。支払遅れをどのように説明するのか。
- ② 鳩山検審(東京第四検審)では、4月21日、26日の会議分の請求書において、あり得ない訂正が発生している。どのように説明するのか？

打ち合わせ内容の概要

1. 小沢検審での21年度末(22年2月末から3月までの期間)の支払遅れ

大塚:予算は最高裁から、各検察審査会ごとに年予算を4半期に分けて送られてくるが、東京第五検審の4/4半期の分が足りなくなったので、最高裁に文書で手当を要請した。その手続きに時間がかかり遅れた。

市民:4半期の予算はいくらで組んだのか?どのような書面で予算手当を申し込んだのか?

大塚:それは言えない。書面を出すこともできない。

市民:何故出せないのか。

大塚:返答なし

市民:2月23日に予算が無くなって払えなくなっているのだから、その時に最高裁には3月の分まで手当するはずである。しかし実態は、小出しの支払いが続き、大部分は4月以降の支払いになっている。納得できない。

大塚:答えなし

市民: 予算手当に長い時間がかかるはずがない。支払遅延は法律で規制され、15 日以内に払うことになっている。債務が発生しているのだから遅滞なく払うべき。東京以外の検察審査会に聞いたところ、支払遅延を起こしたことはないと言っている。

大塚: どの検察審査会か？

市民: それは言えない。

大塚: 請求額などを精査するから、手当をするのに時間がかかる。

市民: 払うべき正当な支払金を手当とするのに精査することなど何もない。1 か月も遅れるはずがない。

大塚: 時間がかかるのです。事実です。

市民: 請求書に記載のある日に本当に請求書を作ったのですか。4 月 1 日直前に請求書をまとめて作ったのではないか。

大塚: そんなことしていない。庁として言える。

市民: あなたは、請求書作成日を本当に確認したのか？

大塚: 確認していない。その件は、検察審査会事務局に確認して下さい。

市民: 4 半期とは、4—6 月、7—9 月、10—12 月、1—3 月のことか

大塚: はっきり確認していない。

2. 22 年度8月に支払いが遅れたのはどうしてか？

大塚: 2/4 半期分の枠がなくなった。審査会議が予定以上に開かれた等の理由である。

市民: 2/4 半期は7 月—9 月。8 月 10 日時点で予算がショートするのか？

大塚: 予算がショートしたとは言っていない。決めた枠を超えた。

市民: 嘘をついてはいけない。

森本総務課長と打ち合わせたとき、森本氏は「予算がショートした」とはっきり言った。22 年「8 月もそうですか」と確認したら、「そうです」と答えた。お互いに打ち合わせメモを取っているのではないか。

大塚: 反論なし

市民: ショートしたというなら、いくら予算が組まれていて、いつショートし、どういう手続きをしたというのか、証拠を示してください。

大塚: 見せられません。

市民: 請求書からみると、東京第五検審で7 月から8 月 10 日までに異常に多く審査会議を開かれたという実態もない。説明に納得できない。

大塚: 決めた枠がこえたのは事実です。

市民: どのような枠を組んでいるのか

大塚: 言えない。

市民: 勝手に決めた枠を超えたといっても、年間予算は十分にあるのだから最高裁にお伺い立

てる必要はない。

大塚: そういう手続きをしている。

市民: どういう事態になったから、どういう手続きをしたのか。事実を示してほしい。

大塚: 見せられない。

市民: 見せられないというのでは説明をしたことにならない。疑惑には説明が必要である。

大塚: 見せられない。

市民: 財務省から支払われるのだから、決議書、債主内訳書を財務省に送ればお金は支払われるはずである。最高裁に伺いを立てる必要は全くない。

大塚: そういう手続きをしているのは事実です。

市民: 予算ショートで説明するのは無理がある。その理由で通すのなら、まともな説明がある。

大塚: 説明する必要はない。

3. 鳩山検審の請求書訂正問題について

市民: 鳩山検審において呈示した 2 枚の請求書のほかにも、杜撰に作成された請求書が多数存在する（資料「デタラメな鳩山第四検審審査員旅費支払」を呈示）

大塚: 質問の内容は、2 枚の請求書訂正問題だけだからそれしか回答しない。

市民: それでは、まずその説明をしてください。

大塚: 請求者欄の名前は、103829 の名前が印字されていた。

市民: 「貴方に、請求書欄に 103829 の名前が印字されていることを確認してますね」と何度も聞いたが、「確認しているが、どのような名前が印字されていたかは答えられない」の一点張りだった。あなたは、即座に、嘘でも請求書には 103829 の名前が印字されていたと答えるべきだったのではないか。今初めてそのように言うのでは、余計に疑念を感じる。

大塚: 庁としての見解を決めてからはっきりさせようと考えた。

市民: 103829 の名前が印字されていたのかそうでないのかは、秘密にしなければいけない事項でもなく、見解とも関係ない話である。市民は事実関係を聞いていたのだから。庁が、103829 の名前が印字されていたとの見解を作って今日発表したのではないか。

大塚: それは違う。

市民: そうとしか考えられない。

大塚: 右脇に 111333 と印字したのも検審事務局の職員です。

検審事務局職員は過去に支払い実績がある審査員についてはナンバーがわかっていたからです。

市民: それは嘘です。会のメンバーが、検審事務局職員に、このナンバーは検審事務局が印字するのかと質問したが、「自分たちではない。この数字は支払業務を行う地裁が必要なので、地裁が印字している。」と答えている。(石川克子氏は文書でもそのことを確認している)

大塚:今はそうであるが、この請求書だけは違っていたと聞いている。

市民:ナンバーは支払にだけ必要なもの。検審事務局がわざわざ印字する必要がない。彼らも印字していないと言っている。何故彼らが印字したのか？

大塚:嘘は言っていない。そのことは検審事務局に聞いてほしい。

市民:検審事務局が本当のことを言うはずがない。

市民:検審事務局が印字したというのなら、印字に必要なタイプライターがあるはずだが、検審事務局にはタイプライターがあるのか？

大塚:わからない。

市民:名前からナンバーを探す際に、103829 を 111333 と間違えたというが、何かの表を見て決めるのであるから、間違えること自体起こりえない。

大塚:それが間違えたのです。

市民:103829 の名前の印字があるのに、それを全然関係のない 111333 とまちがえるなどありえないでしょ。

大塚:「補充員」なのに「検察審査員」と間違えて印字したのも検審事務局である。

前に処理した請求書の内容のうち、「被疑者…検察審査員として出頭したから下記の通り旅費を請求します。」の部分のみコピーして使った。検察審査員を補充員と印字を換えるのを忘れた。

市民:前の請求書の一部をそのまま使って作業するなど考えられない。

大塚:事実はそうです。

市民:それを事実とは言わない。事実である証拠がない。

大塚:請求書を作って補充員に呈示した時は、検審事務局職員も補充員も間違った記載に気づいていなかった。間違いを見つけたのは地裁職員である。検察審査会事務局の職員は、後日審査員に請求書を見せ、訂正したことの了解をもらった。

市民:あなたの言う通りだったとすると、偶然にも、検察審査会事務職員は請求者を 103829 を 111333 と見誤り、補充員を検察審査員としてしまっている。一つの請求書でありえない偶然が 2 つ重なった。

111333 の請求書を作成しようと思い、請求欄に 111333 の印字をしてしまった。111333 は審査員だから当然検察審査員と印字する。4 月 21 日の請求書を受け取った東京地裁は、111333 が 2 枚あることに気づき、~~111333~~→103829、検察審査員→補充員と訂正し、その請求書で 103829 に支払った。そう考えればすべての説明がつく。間違いに気づいて訂正したのは、地裁である。

大塚:そのようなごまかしをしていない。

市民:検審事務局は、4 月 26 日の審査会議分の請求書作成でも、全く同じ間違いをしている。異なる日にまったく同じ間違いを起こすことは確率的起こりえない。4 月 21 日と 4 月 26 日に会議を開いたことにし、2 枚の請求書を同じ日に連続で作成したと考えている。

大塚:そのようなごまかしはしていない。

4. 全体を通して

市民:これまでの話はどれ一つ納得がいかない。所長と話したい。所長はこの件どのように言っているのか。

大塚:所長に了解をもらって回答している。庁としての答えである。

市民:所長がこんな答えでよいと言っているのか。

大塚:了解している。

5. 森本総務課長に市民の考えを伝えた

森本課長は、打ち合わせ中、机に座ったまま一度もカウンターに出てこなかった。打ち合わせが終わってから、志岐が「森本さん！話があるのでちょっと聞いてほしい」と大声で森本課長を呼んだ。

しぶしぶ出てきた森本氏に志岐が以下の趣旨の話をした。

- ① 一つも納得できる説明はなかった。
- ② 請求書は全て偽造である。従って払われたお金は裏金になっている。
ということは、請求書からも審査会議は開かれていなかったということになる。
審査会議が架空であった根拠はほかにもたくさんある。
- ③ これは、法の番人である、最高裁、東京地方裁判所、検察審査会の犯罪である。
事実を認め、出直してほしい。
- ④ この問題は、東京地方裁判所所長が対応すべき問題である。あなたはそれを部下に押し付けている。部下がかわいそうである。
- ⑤ 私達は追及をやめない。

森本氏は反発することもなく黙って聞いていた。

部屋中に通る声で話していたので、30人ぐらい(?)の職員全員が聞いたと思う。